

## 【参考】十和中継局エリア図

### 【注意】

1. 地上デジタル放送エリア（放送区域）は、電波法令で、地上10メートルの高さにおいて、送信所からの放送波の電界強度が毎メートル1ミリボルト以上得られる区域と規定されています。
2. 放送エリア（放送区域）内であっても、地形やビルなどにより放送波が遮られる場合や、受信システムが対応していない場合などは視聴できないことがあります。

